

広島県告示第四百三十三号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によつて、広島県広島ヘリポートの使用料徴収事務を次のとおり委託した。

令和六年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者	名 称	住 所	委託した年月日 (委託期間)
	株式会社日本空港コンサルタンツ 代表取締役 池上 正春	東京都中央区勝どき一丁目一 三番一号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～ 令和七年三月三十一日)
	大成有楽不動産株式会社 代表取締役 浜中 裕之	東京都中央区京橋三丁目一三 番一号	